

じょうれいしこうご とりくみ
条例施行後の取組について

1 理解促進に関する取組（障がい者コミュニケーション条例第7条関係）

(1) コミュニケーション手段に関する普及啓発

○ 障がい者コミュニケーション条例施行記念イベントの開催（平成29年12月）

障がい者コミュニケーション条例の施行を記念して、コンベンションセンターにてイベントを開催しました。

○ 広報さっぽろ、パンフレット・ポスター等による周知（平成29年10月～）

広報さっぽろ、パンフレット、ポスター等により、障がい者コミュニケーション条例について周知しました。

○ コミュニケーションガイドブックの作成・配布（平成31年3月～）

障がいの特性やコミュニケーション方法についての市民向けガイドを新たに作成して配布しました。

○ 職員向けハンドブックの作成・周知（平成30年3月）

市民対応や会議開催の際の配慮等をまとめたハンドブックを新たに作成し、全庁的に周知しました。

○ コミュニケーションを学ぶ動画の作成・配信（平成31年3月）

障がい特性に応じたコミュニケーション手段を理解するための動画を作成し、配信しました。

(2) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供

○ 提案型障がい者コミュニケーション市民講座の開催（平成30年9月～）

当事者団体等からの提案に基づく講座を開催しました。

- ・ 重度難病患者および重度障がい者支援のための「ICT及びローテクコミュニケーション（口文字・透明文字盤）サポーター養成講座」
- ・ 失語症会話支援講座
- ・ 盲ろう者のコミュニケーション方法「手書き文字」って知っていますか？
- ・ 聞こえのサポート講習会

○ ミニ手話講座の開催（平成30年9月～）

気軽に手話を学ぶことができる講座（1回2時間程度）を新たに開催しました。

（全6回）

○ 中途失聴・難聴者手話講習会（平成30年8月～）

中途失聴・難聴者向けの手話講習会を新たに開催しました（全22回）。

○ 障がい福祉サービス事業所職員向け講座（平成30年11月～）

障がい福祉サービス事業所の職員がコミュニケーション手段等の基礎を学ぶことができる講座を新たに開催しました。（全6回）

(3) コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援

○ 研修会等講師派遣補助（平成30年6月～）

障がい特製に応じたコミュニケーション手段を学習する際の講師費用について新たに補助（上限10,000円）を実施しました。

○ サークル活動等の紹介パンフレットの作成・配布（平成31年3月～）

障がい者のコミュニケーションに関する活動を行う市民団体等を紹介する冊子を作成し、配布しました。

2 利用促進に関する取組（障がい者コミュニケーション条例第8条関係）

(1) 利用機会を拡大するための施策

- コミュニケーション支援システム（タブレット）の導入（平成29年12月～）

区役所等に音声認識・手書き対応アプリケーションとテレビ電話アプリケーション（遠隔手話通訳等）を使用できるタブレット端末を導入しました。（合計16台）。

- 意思疎通支援者の広域派遣（平成29年12月～）

市外で手話通訳等のコミュニケーション支援を必要とする場合に、現地の通訳者等を札幌市の通訳者等とみなして派遣できる仕組みを導入しました。

- コミュニケーションツール作成補助（平成30年6月～）

動画への手話通訳の挿入に係る費用等について新たに補助（上限10,000円）を実施。

- カウンタ型磁気誘導システムの導入（平成29年度～）

補聴器等による聞き取りを補助するためのカウンタ型磁気誘導システムを各区保健福祉課に配置しました。

(2) コミュニケーション支援者を確保・養成するための施策

- 既存講座の見直し（平成29年度～）

手話講習会等について、定員の増、会場の見直しなどを行いました。

- コミュニケーション支援者に対する報償費の見直し（平成31年4月～）

意思疎通支援事業に基づくコミュニケーション支援者の派遣について、報償費の基準の一部を改定します。

3 手話言語 条 例に基^{もと}づく取組^{とりくみ}

ぱんふれつと はいふ でまえこうざ しゅわどうがとう はいしんとう しゅわ げんご
パンフレットの配布や出前講座、手話動画等の配信等により、手話が言語であると
にんしき ふきゆう
の認識を普及しています。